慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	財政学に於ける経費論の問題（二）
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.5 (1948. 5) ,p.252(21)- 270(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19480501-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480501-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

で、從つてその人は他に農業を營んでゐたかも知れず、何者かの奴婢であつたかも、或は雇はれた手工業者であつたかも知れぬが、他方資金を運用して賣買行爲をなしてゐたのである。これが一歩進めば純然たる商業經營者が出來るであらう。土地から離れ、貴族の隷屬から離れた自由職業階級が發生するのであるが、この時代に於いては其の萌芽が見られたと云ふにとゞまる。

も一つの限界は、かゝる商業の隆盛は平城京を中心とした一更に適格に云へば貨幣の流通した地域に見られたのであつて全國的なものではない。貨幣の流通は政府によつて大に奬勵され、その初め蓄錢叙位の法によつて多くの地方民が位を授けられたが、その地方では貨幣としての交換機能は殆んどなく、貨幣はたゞ地方役人乃至富豪の貯藏の誇りたるにすぎなかつた。斯樣な地方で商業の發展は望むべくもない。

商業の經營者からの、又商業の行はるゝ地域からの、この限界内で以上の商業發展を理解すべきであるが、これらの限界があるからと云つてその重要性が失はれると云ふわけではない。都市に於ける獨立の商業從事者の發生過程は氏族制度の崩壞を促進し、その營利慾と個人主義的精神の横溢は地方の孤立的氏族生活に多大の反應をあたへたことであらう。自由職業民の發展の素地が平城京を中心とした地域に見られたことだけでも多大の意義が存するのである。

財政學に於ける經費論の問題、（二）

高木壽一

四、アドルフ・ワグナァの國家經費論

ワグナァは財政學は財政の學問であり、國家・公共體が强制共同經濟として其の職分のために必要とする財貨（特に貨幣）を調達し使用するために行ふ所の經濟の學問であると定義する。財政は國家を行政上に代表する機關、卽ち政府を經濟主體とする箇別經濟である。箇別經濟としては多くの點に於て他の箇別經濟と本質的に異る所がないと云ふ。そしてワグナァは財政を國家公共家計と同意義のものとして居る。財政は財貨（貨幣）を調達し、之を以て國家が强制共同經濟として當然行ふべき任務の遂行のために、主として無形財（公共施設・勤勞給付）を作る。國家及び財政を一の經濟體として見れば、主として有形財の無形財への轉換過程となる。この無形財は國民經濟生活全體にとつても、すべての個人の私經濟的行爲にとつても不可缺のものであるから、之等の國家給付及び國家また財政は—財政の消費經濟的部門についても—國民經濟的意義に於て極めて生産的のものと認むべきである。但し個々の國家活動の技術的また經濟的生産性を判定することは困難であると云ふ。斯くして國家給付並にそれがための財政上の經費全體として國民經濟的生産性を認めるのである。（Finanzwissenschaft, 3 Auflage, 1888, S. 13）

從て租稅についても、また租稅の經濟的說明の經濟的論據も、租稅を以て作られ公共給付に於けるその再生産性に見られると云ふ。（財政學、第二卷、二一九—二二一頁參照）

ワグナァの經費論はその財政學第一編及び第二編（同書六一頁より四七一頁）に於て取扱はれるが、財政と國家公共生活の發展との依存關係を論じて經費論の前提を示すことから出發する。財政は國家（公共體）にその職分遂行に要する物的手段を調達せねばならないのであるから、財政特に支出經濟は當然その時に於ける國家の任務・活動の範圍・內容によつて直接に決定される。財政需要は國家活動によつて形成され・變化し・區分される。國家の一般的・個別的任務の分類は財政需要分類の基礎であるが、その需要の構成・分類は財政學に於ては基礎づけられず、國家學・國家行政學・一般國民經濟學に於て基礎づけらるべきものであつて、財政學は之を受け取つて出發點とする。財政學は國家活動の構成と發展からその財政的結果を引き出すだけである。從て財政學が特に留意すべき事項として(1)國家公共體の目的・任務と其遂行のための個々の活動、(2)その擴大傾向、(3)近代國家生活に於て鎭壓（レプレシブ）主義よりも豫防（プレヴェンチブ）主義が優位を占めることの三點を示す。

國家は時に權力干涉を加へて個人の私的利益を共同社會の目的に服從させることによつて、個人の生存條件、國民經濟の發展條件、全體及び個人の倫理的目的を保全せねばならない。また國家・强制共同經濟組織は私經濟組織と斷えず變化する結合狀態に入る。從て國家公共體の行ふべき給付は決して確定して居るのではなく、從て財政の範圍・活動にとつても何等の固定的限界は劃されないことになる。故に國家收入が固定し或は可動性の無い或は乏しい種類の收入のみを賴りとすること等が不合理であり、また公共家計に於ては節約主義はたゞ相對的重要性を有するにすぎないと云ふことになる。

ワグナァは個々の國家活動を二つの有機的に結合された國家目的に、卽ち法的・權力的目的と文化的・厚生的目的とに分つ。之等の目的遂行は一の給付體系を生ぜしめ、同時に財政の經費體系或は財政需要の體系となる。國家目的の遂行手段として現はれるのは、憲法による最高中樞機關と國家權力の最高執行機關、次いで財務行政であるが、それら自體としては、國家目的のための手段にすぎないのである。

近代國家に於ては次の如き經費或は財政需要が生ずることになる。(1)小憲法による最高中樞機關の財政需要。(2)法的目的及び權力目的遂行のための財政需要。（イ）司法、（ロ）警察、（ハ）外交、（ニ）軍事等のための財政需要。(3)文化・厚生目的のための財政需要は、（イ）狹義の內務行政、（ロ）經濟行政、（ハ）敎育文化行政等のための財政需要。(4)財務行政のための財政需要がある。（同書六三—六八頁參照）

國家的目的が遂行される國家活動一般及び個々の給付の範圍を確定するための原則及び見地は、財政學に於て示すべきことではなく、之は國家學及び國家行政學に於て、また國家が强制共同經濟として現はれる限りに於ては、一般國民經濟學の基礎的部分に於て示すべきである。

いづれの國家其他の强制共同經濟の「公共的」活動も、一般にそのための財政需要或は經費と必然的に結びついて居るから、その結果としてこの種の活動の決定、並にそれを遂行すべきかまたいかに遂行すべきかの決定は、財政需要の決定と、また暗默の內には、その需要充足に役立つべき收入の決定によつて、同時に制約されることになる。斯くして著明な重大な歷史的事實として、國家公共體の生活に於て財政を支配し或は決定する所の要素、例へば人民代表機關（議會）が、假令それには直接の權限がなくとも、國家權力の保持者と相並んで、一般的に個別的に國家活動の範圍を決定することになる。

財政需要と國家活動の間には不可分の關係があるから、この兩者の確定のためにワグナァは、財政學は次の三つの要求を提示せねばならないと云ふ。卽ち正當にして自主的なる財政監督の組織、節約主義の遵守、國民所得に對する財政需要の關係を顧慮することである。（同書、六九頁參照）

第一に、國家活動の範圍及び內容、從てまた財政需要額が正しく節約して決定されるやうに人民代表機關（議會）

によつて行はるべき有效なる財政監督が要求される。之に對して最善の、少くとも比較的に最善の、保證は所謂立憲的豫算經濟にあると云ふ。

此場合に政府と議會とは多くの點に於て、商取引に於ける二の異なる立場を現はして、政府は國家給付の供給者（賣手）の立場にあり、議會は國家給付の需要者（買手）の立場にある。國家給付の價値と費用に對する兩者の判斷は分かれ易い。政府は往々にしてその價値、即ち人民及び社會公共に對する國家の利益を過大評價し、また其費用即ち人民が租稅（並に其に伴ふ煩勞として）負擔する犧牲を過少評價するであらう。議會は之と逆の評價を行ふであらう。

しかし國家給付の價値及び費用を一般的にまた個別的に評價することは勿論困難である。大多數の國家給付が無形的性質のものであり、賣却し得ない性質のものである場合に、交換價値を求めることは出來ず、使用價値のみを之も亦極く一般的に求め得るにすぎないからである。更にまた、多くの共通費目（例、共通的中央諸官廳費、公債費、徴稅費等その他）を正當に配分することも決して完全に行はれるのではないから、費用を正確に求めることも困難である。

そこで既に長く行はれて來た國家給付全體は殆ど問題とされないで、既存の活動で廢止されるもの又は新規に生ずる個別的活動のみが、其價値と其費用とについて吟味されると云ふことによつて、實踐に於ては此任務が容易にされて居るのである。（同書六九―七〇頁參照）

節約の原則はいかなる經濟についても同樣であるが、財政についても夙に經費に對する主要原則として示されて居る。しかしこの見解は、全體の經濟生活が國家によつて制約されて居る場合に、絶對的なるものとして堅持すべきものではない。その原則は決して絶對的意味を有するものではあり得ないのであつて、ただ相對的意味を有するにすぎず、また經費は無條件に抑制すべきであると云ふ意味は少しもない。それは常に其目的によつて左右され、從て其經費によつて作出すべき公共給付によつて左右されるからである。其故に、節約は決して國家家計の指導原則とはなり得ず、いかなる箇別經濟に於けると同樣に、國家家計に於ける經濟原則の實現に關する一の自明な、また實踐上には屢〻侵害されることもある政策的な原則（Klugheitsregel）である。そして節約の原則から生ずる結論については、既述のラウの所說に同意を表し之を引用して居る。（七一―七二頁參照）

國家其他公共體の財政需要が國民所得に對する關係を顧慮することは、常に正しい財政政策の最重要なる公準（Postulat）であつて、そのことを財政學は強く示さねばならない。しかし國家支出總額が――全く一般的に云つて、或一定時の或る特定國に就て、貨幣支出額經濟財への支出額を絶對額で示すか、或は國民所得との割合を以て示すか、いづれにしても――いかなる程度にまで達することが許されるかと云ふ原則は明かに示されないのである。

之に對して國民所得の一定比率或は超ゆべからざる割合を定めやうとする從來の種々の試みは、それ故に常に失敗して居る。それらの試みは國民經濟に對する國家の關係の正しい有機的解釋に據らず、誤つた機械的外面的な見解に據つて居るのである。

こゝに强調すべきは、經費の絶對的及び相對的なる額を判斷するには、國家給付の價値も費用もそれだけを切り離して考慮すべきでなく、常に兩者を合せて考慮すべきである。それ故に政治的な國家の本質より生ずる考察のみならず、また全く私經濟的でない考察によつて決定すべきである。通則として次の原則が行はれる、即ち國家給付の直接の經濟價値が――それは通常よりも廣い意味に解する――大なるほど、國家給付がすべての生産力を增進することが多いほど、また絶對的自由國民所得、即ちロッシャァの謂ふ意味に於て人民の最も必要なる物質的需要を充足して後に殘る國民所得の部分が多いほど、また國家收入の內で、租稅によらず、營利事業から生ずる純收入の部分が多いほど、それだけ絶對額としても國民所得の割合としても、國家經費は大となり得るのである。

財政需要と國民所得の關係について、財政需要はその充足に於て生ずる人民の犧牲が苛重なる程度に達するほどにまで增大することが許されるかと云ふ問題がある。こゝに謂ふ苛重なる程度とは、人民の通常の消費が制限され、通

常の貯蓄が著しく强く減少され或は全く停止することを云ふのである。若し此狀態がたゞ短期間の一時的危急の事態にすぎず、多額の經費を生じても結果を收め得る見込があり、また具體的なる當該國家が保存するに値する場合には、此問題は肯定し得る。しかし之等の條件を缺いて居り、また其狀態が繼續的狀態となるやも知れない場合には、此問題は少くとも理論的には否定さるべきであるが、之はその關係者殊に指導政治家には極めて困難なる問題となるであらう。

國民所得に對して財政需要が長きに亙つて超えてはならない割合と云ふものは勿論存在する。それとともに種々なる需要充足のために個々の經費使用の間に或一定の調和がなければならないと云ふ法則は確認される。租稅によつて充足される財政需要は、結局は、個人の家計豫算に於ける經費の如くに配分されるからである。（同書七二―七六頁參照）

文明諸國の國家公共體の活動の擴大は外延的または內包的である、國家公共體は益々多くの活動を行ひ、新舊の活動を一層有效完全に遂行し、それによつて人民の經濟的欲求、殊に共同需要が一層多く且つ充分に充足される。この國家公共活動の擴大の原則は、財政にとつては財政需要擴大、經費膨脹の原則となる。此原則は少くとも現在の文明時代の進步發展する文明諸國民に關する經驗的觀察の結果であつて、その說明・根據・證明等は國民生活の發展的欲望と、その欲望に從て强制共同經濟組織濟と私經濟との結合に於て生ずる所の變化とに求められる。（ワグナァの經費膨脹の原則として著名なるものは、ワグナァの經濟學原理第六編第三章（第三版、一八九三年）八九三頁に示されて居る。）

財政困難が此國家活動の範圍の擴大を阻止することがあり、その場合には通常とは逆に、國家活動の範圍が財政の範圍によつて決定されることになる。しかし、進步發展する諸國民の發展欲望が、やがては此困難を常に再び克服して居る。既述の如く、アダム・スミスに於ては「各個人が自己の狀態を改善しやうとする不斷の努力」として表現されたものが、ワグナァに於ては「國民の發展欲望」として表現されて居る。

此關係から必然的に財政制度に關して次の要求を生ずる即ち增大する財政需要、國家活動擴大の財政作用に適應するために、財政制度は其收入經濟に於て膨脹力を持たねばならないことである。こゝに於て可動性の無い又は乏しい收入にのみ賴るべきでなく、之は近代財政制度の收入經濟が可動的なる租稅及び國家信用に依存する理由となる。（七六―七七頁參照）このことはワグナァの租稅原則論に於ては財政政策的原則の要求となつて現はれる。

財政制度の實踐と理論にとつて之に劣らず重要なことは、進步した國家に於ては鎭壓主義よりも豫防主義が優位を占めると云ふ原則である。それは國家がその諸活動を遂行する技術的方法・手段の變化に關聯して居る。その變化は一方には一般的經濟法則が「國家生產」の領域に及ぼす結果である。即ち國民經濟の全過程に於て資本的要素特に固定資本と、特殊技能勞働が漸次に優勢となると云ふ法則の結果である。他方には進步せる國民生活の欲望として、法の攪亂をすべて出來る限り避けやうとする。國家は之に對して一般的豫防手段を講ずることに努める。即ち國家は法的・權力的目的の領域に於て、就中軍備についてまた外務・行政・司法・警察に於ても、法の攪亂を未然に防止する廣汎なる諸施設及び處置を行ふのである。（同書七七頁參照）

豫防主義が優位を占めることは、財政にとつて就中、財政需要の時間的配分を異にせしめる結果となる。經常費は繼續的に平時に於ては多いが、事件の鎭壓の場合に要する經費が少い。また法の攪亂が起ることが少ないから、鎭壓を要することが一層稀となり、若し法の攪亂（例へば戰爭）が發生するとしても、豫防主義の行はれて居る場合には特別需要は甚しく增大しないであらうが、反之、鎭壓主義をとる場合には其需要は非常に增加する。前者の場合には

努めて節約を旨として支辨され、また其需要充足のために秩序ある課稅を設定し得ることになる。後者の場合には、之等二つの點に於ても困難を生ずる。斯くして、進歩せる國家に於ては、財政と云ふ點に於ても豫防主義が優位を占めるに値するのであると云ふ。

ワグナァは、內外治安の攪亂の發生を豫め未然に防止するのと、既に發生して後に之を鎭壓するに努めるのと、いづれが經費を要することが多く、また國民經濟に與へる犧牲が大であるかと云ふことに、國家經費殊に近代國家經費增加の最大原因である軍事費增加を正當づける根據を求めて居る。

ワグナァの經費論は第二章に於て國家聯合體及び自治體の財政の研究に進み、第三章は財政の實質的秩序及び財政需要充足の理論、第四章は財政の形式的秩序として豫算・決算・會計檢査等に關する問題が取扱はれて居る。

第三章に於ては經費の正しい充足方法、卽ちいかなる支出が租稅によつて、または公債によつて充足さるべきかを論ずるのであるが、この場合に財政の實質的秩序・國家公共家計に於ける收支の均衡の繼續的保持のための最高原則を求めるのである。公共家計の秩序のための最高公準は、經費額の量額に從ひ、時間的及び場所的配分に從て、收入額の量額と、その時間的及び場所的配分を定め、斯くして財政に於ける貨幣收支の均衡を保たねばならないことである。ワグナァは經費の正しき充足方法の問題を、財政需要の經常費・臨時費の區別に結合せしめる。經常費・臨時費について三種の區別を行ふが、特に第二の區別である經費（財貨の使用）が作出する作用效果の持續性による區別を、財政學的に最も重要なるものとして、經費充足理論の出發點として居る。

第一の區別は經費が年々又は一定の期間に規則的な額で現はれ從つてその經費の必要が豫め確定し得るか否かの區別。第二は經費によつて達成される作用效果の持續性による區別。第三は國法上の意義による區別である。（一三五頁參照）

經常費によつて實現される國家給付は一般に常に同一の期間內（例へば財政年度內）に全く消費される。大體に於て年々、法律的保護、文化・厚生の促進等の如き國家によつて作出される財に對する同一の需要が同一の方法に於て繰返し現はれる。經常費を充足する收入は、流動資本が國家家計に流入することを示し、その全價値を以てその經費によつて作出される財（大部分は無形の國家給付）の生產費となり、その年度の國民經濟に於ける年生產の總體價値の內に移るのである。財貨に對する經常費の充足のために國民經濟から年々引き去られるものは、その期間內に國家給付の價値に於て收入として再び取り戻すのである。正しく決定され租稅等を以て充足される經常費は事實上に再生產的である。シュタインの云ふ如く、その經費はその特有の經濟的諸條件を常に自から再生產する。（一四八—一五一頁參照）

臨時費を私經濟的投資、國家經濟的投資、戰爭其他による固有の臨時費とする。臨時費の作用、卽ちそれによつて實現される給付は、少くとも一般に、將來の財政年度に國家收入の增加、又は國家的或は國民經濟的生產能力の增大等の形態で、或は恐らくは經費の減少を生ぜしめる等の利益を生ずる。かゝる經費を臨時收入（公債）を以て充足する場合には、之等の事情と將來の時期に於ける公債利子その他の費用の負擔とが相殺されることになると云ふ。しかしワグナァは臨時費の充足のために公債手段をとることを無條件に肯定するのではない。租稅と公債が國民經濟に與へる作用の異なるものがあり、課稅に代ふるに公債を利用するについては、公債資金の流出源泉が、(1)國內の自由資金か、(2)外國資本か、(3)國內の生產資金に使用さるべき筈の資金かの區別に從ひ、また三種の臨時費の作用殊に將來の財政と國民經濟に經費の節約と收入增加の利益を生ずることを保證し得る程度等をも勘案して公債を選擇すべき基準を示して居る。（一五二—一六九頁參照）

その要旨は、公債は臨時費についてのみ許される。その場合にも起債は出來る限り、現實に自由資金の狀態にある國內資本及び外

國費本に制限すべきである。戰費其他固有の臨時費について公債は一層之等の源泉に制限すべきであるが、國家經濟的投資の需要は國內產業資金を源泉とする公債によるも危險が少なく、私經濟的投資の需要は通常此種の公債によつて支辨するのが正しい。

財政學第一編に於ては財政需要を主として國家家計の秩序の根本原則との關係に於て取扱つたのに對して、第二編第一章に於て財政需要を（一）其經濟的性質、（二）其技術的方面、（三）其直接の目的に從て大別し、更に第二章に於て財政需要の個々の對象について詳論する。

ワグナアは財政需要そのものゝ一般論を進めて、財政需要を(1)實物需要と貨幣需要、(2)人的需要と物的需要、(3)固有の純財政需要と經理費需要とに區別する。

(1)財政需要を實物需要と貨幣需要とするが、之は財政が自然經濟の狀態にあるか貨幣經濟の狀態にあるか、從て現實の實物支出即ち實物有形財それ自體の形態に於て行ふか、貨幣支出とするかによる區別である。

全體として、實物需要が貨幣需要に變化し、又それに從て財政全體の收入・支出制度が貨幣收支に變化することは、近代國家及び近代國民經濟の必要に適應するものである。しかも尙ほ今日に於ても、貨幣經濟に代つて實物經濟が財政制度の內にも保存されて居り、之が適當とさるべき場合があり、また實物經濟が適當なるものとして新に再び採り入れらるべき場合すらもある。斯る事例は、勤勞及び財貨に對する處分權を得ることを目的とする國家の給付面に於けると同じく、國民經濟の特に國民の納稅者が國家に對する給付（例、實物稅）に於ても現はれる。すべて之等の事例は一の一般的原理に歸する。即ち一方に於ては私經濟的自由競爭が貨幣經濟の組織に於て國家に實物的財貨及び勤勞を供給せず、或は確實又は充分に供給せず、また適當なる價格で供給しない場合と、他方に於ては、此私經濟的競爭が國家から貨幣給與を受ける勞働者に、欲望の滿足を同時に保證しない場合である。斯る場合には、財政制度に於ける自然經濟的狀態も亦、理論上是認されるものである。此場合には根本的に、私經濟組織に實際上の缺陷あることを示し、それが財政制度に於ける純貨幣經濟的行爲の通則から乖離せしめる條件となつて居る。しかしまた、國家家計に現はれるすべての實物支出と實物收入に關して、適正なる平均價格に適合する貨幣計算を行ふ要求が提出されねばならない。その要求を充たすことは勿論決して容易ではなく、また精密に行ひ得ることではなく、更にその要求が全く充たされない場合も多いのである（同書三三六頁、三三八—九頁參照）

(2)財政需要を人的需要と物的需要に分つが、國家が人的勤勞を需要するか或は直接に實物有形財（貨幣を含む）を需要するかによるのである。

人的需要（勞務需要）に關してはワグナアは官職及び俸給制度をドイツの制度を主として他國の制度との比較に於て論ずる。俸給政策の根本原則の確定に關する正しい立場を得るためには、先づ官吏の俸給給與を勞働賃銀の契約の一種として考察すべきである。ワグナアが勞務需要について述べて居ることは、官吏の給與政策及び給與制度、現職給・休職給・恩給扶助料等の分析である。（同書三三六頁、三四一—三八八頁參照）

物的需要に關する一般的根本原則は次の如くである。國家目的のための直接手段として有形財を必要とする場合に、發達した國民經濟に於ては、通則として、國家は自由取引に於て購入するか或は個人に發註して供給せしめる。國家は通常の有形財生產に於て私經濟と競爭することは經驗上殆ど成功して居ない。私的產業が需要に應じて進んで之等の財貨を供給するからである。それ故に、國家が之等の有形財を調達するために自己生產活動を行ふことは止めるのが恐らく適當であらう。しかしこの通則には正當と認むべき例外がある。次の種類の有形財の自己生產は今日に於ても尙ほ、國民經濟的並に財政的見地から認められ或は要求されても居る。即ち(1)國家が全く特異の有形財を要する場合であつて、それは私的產業としては殆ど國家のためだけに生產することになり、また屢々國營工場と同樣なる經營組織によつて生產せねばならない場合である。(2)特殊の實驗その他を行ふ場合(3)私的企業者間の競爭が極めて少なく私的事業の供給物資の監督が特に困難なる場合である。（同書三三八頁參照）

(3)財政需要を、固有の國家目的遂行のために要する固有の或は純財政需要と、收益を伴ふ國有財產の管理・經營のため及び手數料・固有の租稅（また時には公債）等の徵收費のため要にする財政需要（徵收費及び經營費需要）とに分つのが第三の區別である。

固有の財政需要或は純財政支出は國家目的と其實現のための個々の活動に直接に役立つが、國家收入の徵收費は固有の國家目的のための手段或は固有の財政需要充足の調達手段にすぎない。徵收費を出來る限り制限するに努むべきことは財政的及び國家的利益から見て自明のことである。個々の種類の收入について、いかにこの目的に進むかは收入論に於て詳述すべきである。一般に此費用の大小は、一部は收入の種類により、特に一方には私經濟的收入また他方には手數料・租稅と、更に之等の各種收入の個々のものゝ種類とにより、また一部は其時代と其國の一般的諸關係によつて左右される。斯くして財政としては、收入の種類を選擇するに當つて、當然其收入に附隨し、時と所の關係の條件によつて定まる費用をも出來るだけ併せ考慮せねばならないと云ふことになる。また

收入の種類の選擇は本質的に他の事情にも左右されるのであるから、徴收費を要することの多い收入も（租稅も）亦屢々避け得ないと云ふことになる。此の點から見て、絶對的に正當な收入制度と云ふものはないのであつて、たゞ場所的・歴史的に相對的に合目的なる收入制度があり得るのみである。このことは理論及び實踐に於て常に必ずしも充分に認められて居ないのである。（同書三三七頁、三九一―二頁參照）

徴收費について生ずる重要なる相異の中、特に次のことを注意すべきである。(1)國家家計が、私經濟的性質の事業收入、手數料によつて經營される事業收入、施設及び國家獨占によつて生ずる收入等より成る場合には、國家家計の收入が專ら租稅收入のみより成る場合に比して、豫算に於て必ず規則的に徴收費が多く、それとともに一般に固有の財政需要額が等しい場合にも收支の豫算總額が多いと云ふことになる。

(2)收入經濟の構成が等しい場合にも、豫算に現はれる徴收費には、當該收入部門に關する行政組織に基く相違を生ずる。

(3)租稅の種類によつて生ずる徴收費の相異が特に重要であるが、固有ならざる徴收費と固有の徴收費に區別する。固有ならざる徴收費とは或租稅に伴つて直接又は間接に納稅義務者が法定の納稅義務を超えて負擔する個別的又は國民經濟的な費用である。この額は總收入としても國庫に入らないのである。（同書三九四―八頁參照）

ワグナァは財政需要の一般論から個別的財政需要に進み、大別して(1)國家最高諸機關の財政需要を君主國・共和國の主權者の經費、議會費、樞密院・內閣其他憲法の規定に基く最高機關の經費、(2)法的・權力的目的遂行のための財政需要を司法費、警察費、外務費、特に軍事費。(3)文化・厚生的目的遂行のための財政需要を、內務行政費、經濟行政費、教育宗教行政費。(4)財務行政費を官業官有財產の管理經營費、徴稅費、公債費、財務官廳費に區分して論じて居る。

ワグナァの經費論の特徴は、特に軍事費に關する所論に強く現はれて居る。

歐洲諸國民諸國家の政治情勢の所與の諸關係に於て、また現代の全國民生活・物質的・倫理的文化の現存の存在條件の下に於ては、平時に於ても適當なる陸海軍を建設し準備することは、國家の權力目的の遂行のために、對外的にまた國內に於て、法的秩序を出來る限り安全に維持するための豫防主義の實現にとつて不可避的な必要として要求される。常備陸海軍の諸施設は勞務・有形財に對する異常の犧牲、巨額の經費を必要とし、其犧牲及び費用は國民經濟の著しき負擔となるが、それは負擔としてのみ考察すべきではなく、有力なる軍備が法的秩序の豫防する手段、安全なる國民的・國家的獨立を保證する手段として、國民經濟的にも著しく大なる價値を持つて居るのであるから、少くとも觀念的にも其價値を比較して見ねばならない。ワグナァは軍備反對論に對して、戰爭の原因は國民的國家的の深刻な利害の衝突にあるのであつて、軍備の有無、共和國君主國の國家形態などによるものではないと云ふ。軍備の如き諸施設が出來る限り避けることが出來るか又は少ない費用で作ることが出來ることは常に望ましいことである。或國家又は或時代に於て、此種の所謂「不生產的」目的（勿論之を不生產的と云ふのは誤まつて居るが）に費用を要することが少なければ、多くの場合之を幸福なことゝ云ふべきである。しかし之は警察・司法・風水害豫防等のための經費についても云ひ得ることであり、根本的に於ていかなる欲望充足の費用についても、また軍事費についても全く同じく云ひ得るのである。かゝる經費の使用はその目的によつて、軍備について云へば法的秩序の保障と國民及び國家の獨立と云ふ目的によつて要請され、また不滿足なる政治的事情を改善せむとし、過去の損害を回復しやうとする必要によつて要請される限りに於て、それらの經費は正しい解釋を以てすれば、不生產的と云ふべきでなく、全く生產的なるものであると云ふ。既述の如くスミスが「國防は富裕よりも遙かに重要である」と云ふに對して、ワグナァは有爲なる國民にとつては、國家的獨立及び勢力はすべての財の最高のものであり、最高の價格に値するものであると云ふ。（四一七―九頁參照）

國家の直接軍事費に地方公共團體の給付及び軍人とその家族の給付を加へねばならない。軍務のために他の目的から失はれた勞働の價値は、不必要に大なる軍隊が存在し、また軍人が軍事的に必要とするよりも長い期間を軍務に服することになる場合にのみ、國民經濟的な軍事費に加ふべきである。固有の軍事費額は豫防主義の見地に從つて組織

された近代の軍備の本質と作用に從て、或一年度の經費からではなく、一般に數年に亙る長期間の經費から見て始めて正しく推斷し得るのである。常備軍を有する國家と、民兵制度を有する國家又は極めて小規模の軍備を有する國家とを比較する場合に、屢々このことが全く忘れられて居る。近代軍備は第一に豫防的に法の攪亂又は戰爭を阻止し、それによつて直接に高度の效用を現はす。またかゝる攪亂が發生したとしても、確實に事態鎭壓の結果を收め、急速有效に平和を恢復する最善の手段となる。故にこの場合にも戰爭は經常の軍事費の他に卽時に極めて多額の手段を要することになるが、戰時となつて始めて軍隊を編成し或は擴張せねばならない國々に於ける場合と比較すれば、戰爭自體のための固有の直接戰費は遙かに少く、また戰爭も一般に遙かに短い期間に終るのである。また戰時となつて始めて軍備を編成し擴張する場合には、その經費の節約を圖ることも到底望み得ない。常備軍を有する國は、常備軍なく又は民兵制度を持つ國に比較すれば、對外的に法の保護を與へ、また權力目的を遂行する費用が少ないことになる。高度に發達した國民經濟に於ては大なる固定資本があり、長期の戰爭は極めて惡い影響を與へるから、一般兵役義務・豫備・後備兵制度を備へる適當な常備軍制度は、國民經濟的・財政的關係から見ても民兵制度に優つて居る。常備軍制度は豫防主義の結果にすぎない。常備軍及び民兵制度、この二の方法は或期間に於ける軍事費の負擔分配を異にすることの問題となるが、まだ軍事費の總負擔は、常備軍制度による場合の方が絕對額としても少ないのである。（四二三―四頁參照）

ワグナァは軍事費の一般論から、軍事費の內容分析に進む。先づ經常的軍事費の多少を決定する條件としては、(1)其國家の大小及び對外的地位、(2)其國土の位置・境界及び自然的狀況、(3)海岸線・海運力・植民地所有の狀況によつて異なると云ふ（四二六―七頁）軍備の財政需要は軍事制度によつて異ならざるを得ないが、また一部はその財政需要充足方法によつても異なる。そして軍事制度についてはプロシア、ドイツの制度を中心として論じて居る。

軍事費を平時と戰時とに分ち、平時の軍事費は經常費と、國家經濟的投資としての臨時費とし、それらの經費について前述の實物需要と貨幣需要、人的需要と物的需要に區別する。

貨幣經濟が一般に發展し、また私經濟的事業部門から實物收入が除かれ、從て軍事費についても貨幣需要を主たるものとして居るが、需要充足に當つて純貨幣經濟の示す特有の缺陷が軍事費については特に鋭く現はれる。自然經濟的な需要充足方法は、他の國家行政部門については不必要・非合目的でありまた有害でもあるに拘はらず、軍事目的のためには殘存せざるを得ないのである。（四二九―三二頁參照）

人的需要については勞務契約によつて調達するものと兵役義務によつて調達されるものとがある。物的需要としては要塞・艦船・港灣・兵舍及び各種の土木工事等のための巨額の軍事的資本支出の他に、また軍隊の現物給與に屬する支出の他に、平時に於ても國家需要として三大費目がある。卽ち(1)兵器・裝備、(2)馬匹、(3)糧秣であり、その調達の技術的方法を示して居る（四三二―四六頁參照）

戰費は(1)直接に財務行政に關する固有の戰費と(2)國民經濟に對するその他の戰爭負擔を含む間接戰費とに區別される。固有の戰費を、(1)動員費及び軍隊を戰鬪裝備に於て戰場に配備する費用、(2)戰鬪遂行の費用、(3)戰後の繼費とする。そして戰後の經費に屬するものとしては、(a)復員費、(b)戰爭によつて喪失破損したものの補充費、戰爭經驗によつて不完全と認められたものゝ改良費、(c)戰爭損害の補償費である。また戰爭損害の補償費には、戰傷者恩給、戰死者遺族扶助料、戰災補償、勞務・宿舍・物資の徵發に對する補償等であり、賠償金の支拂も之に屬する（四四七―五〇頁）

間接戰費、卽ち其國土及び人民に對するあらゆる種類の負擔・災厄・損害は、殊に國內が戰場となつた場合に甚し

く、數・量を以ては正確に現はし得ないが、多くの場合に甚大であつて固有の戰費を尙ほ一層甚しく增大せしめるとともに、往々にして固有の戰費を超過することすらある。このことからしても、戰爭を敵國領土に於て行ひ且つ急速に勝利を以て戰爭を終結するためには、軍備制度及び軍事財政を既に平時に於て有效に整備して置かねばならないことになる。斯くして固有戰費が、また少くとも間接戰費が、出來る限り減少されることになる。（四五一頁參照）

斯くしてワグナァは「豫防主義」の實現の可能性を論據として、豫防主義に適合する限りに於て軍事費（平時及び戰時の固有戰費・間接戰費）が國民經濟的に生產的なることを主張するのである。

財政には社會的支配關係が政治形態とその具體的運用とを通じて反映する。ワグナァの財政理論、經費論にも現實の事態は當然反映し、歷史的・現實的要求の理論が現はれて居る。殊に軍事費に關する所論は一八八〇—九〇年代以降の段階に於ける資本主義國家が財政に求めるものを現はして居る。

五、エーベルヒ、フェルデス、モルの立場

財政學に於ける經費論の地位に關する第三の見解を示す代表的なるものは、エーベルヒ、フェルデス、モルである。

この三者はいづれも財政學を國家公共家計の學問であると云ふことを根本觀念として居るが、特にフェルデスは國家經濟學・財政學・國家家計の科學的研究を國家家計學と表現するのが最も適當であると云ふ。エーベルヒによれば財政學は國家公共體の目的達成のために要する財貨の獲得、使用について準據すべき原理の秩序的敍述であり、其第一の任務は國家公共體の職分遂行に必要な手段の調達・使用に關する事實の觀察・確證・記述である。公共收入經濟一層適切に云へば公共需要の充足に向けられる處置・方法の秩序的敍述を以て財政學の第一の最主要の任務とする。

個々の經費が一般的利益のために必要か否かと云ふ問題に答へる如きことは財政學の權限外である。財政學は經費を既定所與のものと認め、收入制度に對する經費の作用を研究して、經費を財政的又は財政技術的見地に從て分類することを其任務とすべきであると云ふ。

國家經費の合法性・必要性・乃至は有用性等の原理的又は根本的問題について決定的判定を下すことは他の審判機關又は學科に讓るべきであると云ふのが、エーベルヒ、フェルデス、モルに共通する見解である。即ち財政學或はフェルデスの表現を以てすれば國家家計學は、支出經濟の原理的根本的諸問題に關與し得ないのであつて、此問題は他の科學、殊に行政學の領域に屬するのである。國家が產業を奬勵すべきか、一般兵制度を行ふべきか否か等々は財政學問題ではない。しかし、その根本問題が決定された上は、その處置は必ず財政的結果を持つのであるから、財政學はその結果には關與せねばならない。殊に財政學は根本的問題の決定される場合に、その財政的結果を考慮に入れることを主張し得るし、また根本的問題の決定に當つて既に豫め財政的要因が重要（ポイント）なるものとなり得ることをフェルデスは認めて居る。

モルは個々の經費の必要性・有用性・合目的性の決定と云ふことは、確に國民生活にとつて致命的重大問題ではあるが、財政學の地盤に於て決定さるべきではなくして、財政學の外に於て先決問題として決定さるべきであり、財政學は既に指示された任務のみを解決すべきである。財政學任務は本質的に事實確認の領域にあると云ふのがモルの論旨である。

斯くして、エーベルヒ、フェルデス及びモルは、財政學に於ける經費論の取扱について、經費を既決の所與のものと前提する。そしてエーベルヒは收入制度に對する經費の作用を研究しまた經費を財政的又は財政技術的見地に從て

分類することが財政學の任務であると云ふ。またフェルデスは、財政學は個々の經費と總經費との關係、個々の諸經費の相互關係、經費の收入に對する關係、經常收入によつて充足さるべきか臨時收入によつて充足さるべきか等を決定せねばならない。このことから財政學は經費について考慮せねばならないことになり、經費の目的が明かにされて居なければ、國家家計の全體を把握し得ないことにもなる。國家目的・經費についてよく知らなければ收入を正しく說明し得ないことになるとも云へやう。かくして近時、多くの學者が國家經費を研究範圍に取入れ、その上に國家家計は其本質上、國家給付の消費であり、それは經費に反映すると主張して、此部面に傾倒しすぎる者がある。

之に對してフェルデスは國家家計學は國家目的と其充足に關する原理的問題は決定し得ないこと、財政學が關與し得るのは經費の財政的部面のみであることを强調する。

モルは、財政學から經費の研究を全く排除するもの、經費の合目的性を特に强く詳細に研究するもの、この二の對立を批判して、「正しい」立場、理想的目標を求める場合に、經費の財政的部面の研究に限ることが「中正の途」であると云ふ。

フェルデスもモルもこの根本觀念については合致して居るのであるが、その說述內容の或點については見解の相異がある。

フェルデスは、財政學は原理的根本的問題の決定に從て、國家需要額の大小、それをいかに最も合目的に充足するか、諸經費間の相互關係をいかに保つか、需要充足の時間的配分、經費充足の順序、國家經費の增加又は減少の傾向とその原因等の研究に限定すべしと云ふ。之に對してモルは、フェルデスの云ふが如くに諸經費の間にいかなる關係を保つに努むべきか、需要充足にいかなる順序に從ふべきか等を論ずる場合には、既にその效用性・必要性に對する價値判斷が前提とされて居ると批判する。モルは、經費の有用性・必要性・合目的性・或は正當性それ自體を論ずることは、「科學少なくとも財政學の地盤も離れて、全く政策と云ふ動搖する板面に移る」ことである。その場合に加へられる價値判斷は著しく主觀的なものであつて、客觀的に證明され又は經驗から確認されたものでもあり得ない。例へば、軍國主義者は大規模の經費を要することの多い常備軍の必要にして合目的なることを主張するであらうが、平和主義者も同じ强さでその無用有害なることを主張するであらうと云ふ。

モルは財政學の任務は價値判斷から離れた事實の確認にあると云ふのであつて、經費全體及び各個の經費を正しく理解する方法を示し、各國各時代の經費の比較し、その比較に於て誤謬を生ずる原因の所在を指摘し、經費の種類（經常費・臨時費・收利的經費・非收利的經費）の區別を論ずることであると云ふ。（未完）

Eheberg, Finanzwissenschaft, (1922) S. 9-10. S. 38
Foldes, Finanzwissenschaft, (1927) S. 19, S. 91-2
Moll, Probleme der Finanzwissenschaft, (1924) S. 29-30. S. 31. Lehrbuch der Finanzwissenschaft, (1930) S. 37-42